



2019年5月21日

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大場 道夫
(コード: 6445 東証第一部)
問合せ先 執行役員総務部長 大島 毅之
(TEL 042-661-3071)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の当社第93回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

現行定款第13条に定める株主総会の招集者及び議長の決定について、取締役の特定の役付に限定せず、取締役会が定めた順序に基づくこととするほか、本日別途公表いたしました当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）に伴い現行定款第17条を削除し、また現行定款第26条に定める代表取締役の選定につき所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2019年6月21日（金曜日）

定款変更の効力発生日 2019年6月21日（金曜日）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p><u>社長</u>に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により<u>他の</u>取締役(監査等委員である取締役を除く)がこれにかわる。</p> <p>第14条～第16条 (条文省略)</p> <p><u>(買収防衛策)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の決議により、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上のため、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)に関する事項(当該対応策に基づく対抗措置に関する事項を含む。)</u>について決定することができる。</p> <p><u>当社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議に基づく取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当てを行うことができる。</u></p> <p>第18条～第25条 (条文省略)</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 総会は法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役会のあらかじめ定めた順序により、取締役(監査等委員である取締役を除く)</u>がこれを招集し、その議長にあたる。</p> <p><u>当該取締役</u>に事故あるときは、取締役会のあらかじめ定めた順序により<u>次位</u>の取締役(監査等委員である取締役を除く)がこれにかわる。</p> <p>第14条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>—以下条数繰り上げ— 第17条～第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第<u>26</u>条 <u>取締役会長、取締役社長および取締役副社長は各自会社を代表する。</u> <u>ほかに、取締役会の決議により前条の役付取締役のなかから会社を代表する取締役を選定することができる。</u></p> <p>第<u>27</u>条～第<u>39</u>条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第<u>25</u>条 <u>当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>第<u>26</u>条～第<u>38</u>条 (現行どおり)</p>